

令和8年5月1日から、 市川市の景観法の届出が変わります！


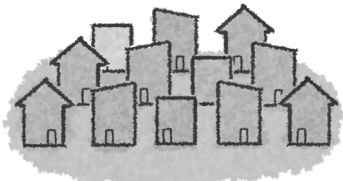
○建築物の届出対象が変わります

区分	現 行	改 正 後
建築物の 建築等	特定中高層建築物 (高さが10mを超える建築物又は 地階を除く階数が3以上の建築物)	高さが10メートルを超える建築物

○届出書（様式第1号）、変更届出書（様式第2号）が変わります

	現 行	改 正 後
届出書 (様式第1号)	別紙1-(1) 建築物の概要 別紙1-(2) 工作物の概要	別紙1 建築物（工作物）の概要
変更届 (様式第2号)	別紙1-(1) 建築物の概要 別紙1-(2) 工作物の概要	別紙1 建築物（工作物）の概要※ ※記入欄については別紙参照

○11棟以上の開発区域の建築等の届出方法が変わります

届出対象	現 行	改 正 後
一の事業者が 一団の区域に おいて同一時期 に行う11戸 以上の新築行為	1棟ずつ届出書の作成、 届出 	開発区域1つで全棟まとめて1通の届出書の作成、届出 (1部提出：様式第1号、別紙2、委任状、位置図、 土地利用計画図。 各棟分提出：別紙1、配置図、立面図。) ※当初の届出で全棟のマンセル値が確定していない場合、 確定した後に変更届で 提出。 

**令和8年5月30日までに行為着手するものについては、
現行基準が適用されます。**

【問合せ先】市川市役所 第2庁舎2階 街づくり計画課

電話 047-712-6323